

看護師等の資格を有する者に対する 介護職員初任者研修課程科目免除の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）6（3）、（8）、福井県介護員養成研修事業指定要領（以下「要領」という。）第9条および要領別紙4「科目免除の取扱い」（以下「要領別紙4」という。）により、看護師、准看護師および保健師（以下「看護師等」という。）の資格を有する者に対して、介護員養成研修（以下「研修」という。）の介護職員初任者研修課程の全科目を免除し、また、当該看護師等の申請に基づき、知事が修了証明書を交付する事務の取扱いについて定める。

(修了証明書の交付)

第2条 介護職員初任者研修課程の全科目の免除を受けようとする看護師等（以下「申請者」という。）は、介護職員初任者研修課程修了証明書交付申請書（様式1）を知事に提出するものとする。なお、当該申請書には、申請者の経歴書、看護師等の資格証の写しを添付すること。

2 知事は、前項の申請に基づき、介護職員初任者研修課程修了証明書（様式2）を交付するものとする。

(職場研修)

第3条 事業所は、前条に該当する看護師等であって、当該業務に従事していた時期から相当期間を経ている者または在宅福祉サービスおよびこれに類似するサービスの従事経験のない者に対して、職場研修等を適切に行うことが望ましい。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「看護師等の資格を有する者に対する訪問介護員養成研修1級課程科目免除の事務取扱要領」は廃止する。

附 則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。